

2018年度 副専攻 卒業研究

変容する中国の環境政策

2018年8月18日

慶應義塾大学 法学部政治学科 4年

安田淳教授 研究会

学籍番号：31456801

鈴木春花

目次

第1章 はじめに—本稿の目的

第2章 現代中国の環境政策

第1節 歴史的経緯 ～マクロな視点から～

第2節 汚染者負担原則 ～ミクロな視点から～

第3章 近年の環境保護を巡る中国政府の動向

第1節 政府による規制の強化

第2節 民間の活力を取り込むプロジェクト

第4章 結論—考察と課題

註

参考文献

第1章 はじめに一本稿の目的

安全保障に関わる問題は、政治、外交、軍事、経済等、非常に多岐にわたる。社会における様々な事象のどこまでを安全保障の範疇に含めるのかは議論を呼んでいるが、私はここで「人間の安全保障」という観点から環境保護問題を取り上げたいと考えている。

人が平和かつ安全な生活を送るためには、汚染されていない水や空気、或いは食糧、エネルギー資源を手に入れることが極めて重要である。そのためには、私たちの生活に不可欠な物資を運ぶ空路や海路の安全を軍事的に守ることが不可欠である。しかし澄んだ水や空気、或いは作物を作ることのできる土壌を環境汚染対策によって確保することも、十分に安全保障することにつながっている。今後、世界各地の環境汚染や地球環境の異変によって砂漠化や水不足が起こり、水や大気等も国家間の競争や売買の対象となる可能性は否定できないが、それも環境問題がもたらす結果の一つであろうし、環境に関わる安全保障問題とみなすこともできるのではないだろうか。

それに加えて、環境汚染物質は越境するという厄介な特徴を持ち合わせていることから、近年は国内問題としてのみならず、環境問題は国際問題として捉えられる傾向にある。とりわけ東アジア地域においては、中国の急速な経済成長に伴い、人体に有害な汚染物質の排出が激増したことから、中国のみならず、それは日本や韓国の環境にも多大な被害をもたらしている。そのため、日本に暮らす私たちにとっても中国の環境問題は決して他人事ではない。

安田淳教授の研究会にて中国や東アジアの安全保障について学んできたこと、そして環境問題は国境を超えて「人間の安全保障」を脅かす存在であるとの私自身の問題認識に鑑み、大学4年間の学びの集大成として、中国の環境保護に向けた取り組みについて研究することとした。そこで、まず、環境問題への対策として実施されてきた中国の環境政策の歴史について概観する。そしてこれまでとは異なった画期的な手法を用いた中国政府の近年の取り組みに焦点をあて、その特徴や有用性、そして今後の可能性や課題についてを考察することが本稿の目的である。

第2章 現代中国の環境政策

中国政府がこれまでに実施してきた環境政策と、その歴史について分析する。まず第1節においては、国際的な環境保護動向の中に位置付け、大局的観点から分析する。その上で、第2節においては中国の政治・経済体制の影響が表れているとみられる一環境政策を取り上げ、その中国の環境政策の特徴を見出したいと思う。

第1節 歴史的経緯 ～マクロな視点から～

日本においては、比較的最近になってから中国の環境汚染の問題がメディア等で取り上げられるようになり、その深刻さが広く知れわたるようになったが、実は、中国政府による環境汚染対策の歴史は浅くないのが実情である。しかしながら、国内における諸般の事情により、その対策が確実に実行されてきたかと言えば決してそうではなかった。一方で、国際社会の環境問題への対応に左右されながら、中国の環境政策の内実にも漸進的な変化が生まれてきたことも事実である。その過程について、以下、金紅実『中国の環境行財政——社会主義市場経済における環境経済学』と、井熊均・王婷『中国環境都市』（2010年、日刊工業新聞社）を基に論じる。

1970年代以前には工業化が始まっておらず、農業が経済の中心であったことから、環境問題も農村を中心に発生していた¹。1974年に設置された国務院環境保護領導小組が中国初の環境行政機構である。しかし、これは予算権と人事権を付与された正式な行政機構ではなく、臨時的に設立された機構であった。1970年代末には、改革開放政策下における経済発展に伴い、環境汚染が広く社会問題として認識されるようになった。1979年に「環境保護法」が制定され、大気汚染、水質汚染、廃棄物汚染等に関する対策が施された²。1982年に行われた行政機構改革の中で、都市農村建設環境保護部の管轄下に環境保護局が設置されたが、環境分野を所掌する行政組織としては、これが初めての正式なものである。1988年の行政機構改革では、環境保護局が都市農村建設環境保護部から分離し、国務院の独立機構として昇格した。これを契機に、一部の地方で設置されていた環境行政機構が、全国規模で本格的に整備されるようになった³。しかし、第2章の第2節で後述するように、政策策定を行う中央政府と政策実行を担う地方政府との間の意見対立が存在した。そのため、中央の発展戦略には、地方が実行を避けることのできる逃げ道も多く作られており、1980年代は貧困解消政策、1990年代はGDPの成長が、環境政策に優先して執行されたと考えられている⁴。

経済成長一辺倒の成長路線からバランスのとれた発展への転換の先駆けとみなされる「持続的発展戦略」の概念が1996年に国家戦略へと取り入れられた後、1997年には省エネ

ルギー法が制定される。2004年に「社会主義和諧社会の構築能力の向上」が提起されたことを受けて、2006年から開始した第11次5カ年計画において「和諧社会」の理念が明記され、「環境友好型社会の構築」と「資源節約型社会の構築」が環境政策の基本方針として位置づけられた⁵。この頃になると、環境政策の対象として従来の汚染修復や省エネルギー等に加え、温室効果ガス排出削減を含める等、環境に関わる課題の範囲の拡大傾向が見られ、2006年には再生可能エネルギー法も制定された⁶。すなわち、中国の環境政策の大きな流れをまとめてみると、発生した汚染の修復等の対症療法的な取り組みから、汚染物質の排出削減等の予防型の取り組みに重点が移っていると言えるのではなかろうか。

ここで、参考に、日本の環境問題への取り組みとの比較を試みる。以下、日本国環境省発表の資料⁷を基に論じる。1950年代から70年代にかけての高度成長期に環境問題が深刻化したため、1967年に公害対策基本法が制定、1971年に環境庁が設置された。日本の環境行政は公害・自然保護行政として始まったのである。その後、時代とともに環境行政が所掌する分野は多様化の一途をたどり、1980年代には、地球規模の温暖化やオゾン層の破壊といった問題、或いは従来の公害とは異なる都市生活型公害等が注目されるようになった。1987年のブルントラント委員会にて「持続可能な開発」という概念が提唱され、1992年にはリオデジャネイロにて環境と開発に関する国連会議（地球サミット）が開催されたが、このような国際的な議論の流れは、上述の中国の「持続的発展戦略」（1996年）にも大きな影響を与えたと考えられる。日本では、1994年に環境基本法が制定され、ここで日本における環境行政の基礎が確立されたと評価される。なぜなら、環境政策の理念・指針、或いは環境基本計画、環境影響評価や製品のライフサイクル等、現在につながる施策体型や政策手法がここにおいて提示されたためである。

以上より、日中両国の環境行政は時期の差異はあれども、ともに公害への対応から出発し、環境問題の多様化に対応する必要性から所掌範囲が拡大され、事前に環境問題の発生を予防する色彩を強めている。また、環境問題自体が、以前は公害対策等、一人ひとりの人間の身体健康・安全の側面から論じられる傾向が強かったのに対し、現在はその側面を備えつつも、それに加えてエネルギー資源の節約のように国家の安全保障との結びつきを強めると同時に、よりグローバルな観点からも捉えられるようになったと考える。

本節においては、中国および日本の環境政策の経緯を俯瞰したことで、両者の共通点も見出すことができた。だが、社会主義市場経済体制の中国における環境政策は、日本を含めた資本主義国家のものとは本質的に異なる部分も存在し、中国の環境政策の特徴を捉えるためにはその差異にも目を向けることが肝要である。

第2節 汚染者負担原則 ～ミクロな視点から～

本節においては、環境問題の解決のための経済的手法の一つである汚染者負担原則 (Polluter Pays Principle : PPP) を取り上げ、考察する。PPP には、中国と他国（ここでは一例として日本を取り上げる）との環境政策の差異が鮮明に現れていると考えているため、その導入方法を比較することにより、中国の環境汚染対策の特徴やその課題を見つけ出すことを目標とする。以下、金紅実『中国の環境行財政—社会主義市場経済における環境経済学』を基に、考察を進める。

OECD では、1970 年に環境委員会を設置した後、経済的手法の議論を進め、1972 年 5 月に汚染者負担原則を確立した。1972 年「環境政策の国際経済面に関する指針原則の理事会勧告」における PPP の定義は以下の通りである。

希少な環境資源の合理的利用を促進し、且つ国際貿易及び投資における、歪みを回避するための汚染の防止と規制措置に伴う費用を負担すべきであるということの意味する。換言すれば、それらの措置の費用は、その生産と消費の過程において汚染を引き起こす財及びサービスのコストに反映されるべきである。これらの措置を講じるに際して、貿易と投資に著しい歪みを引き起こすような補助金を併用してはならない。

(出典：環境省編『環境基本計画 環境の世紀への道しるべ』2001 年, p. 209⁸)

その後、この原則は各国で導入されたが、中国はどうであろうか。実は、環境行政をスタートさせた 1970 年の早い段階からこの理念を導入し、環境汚染対策費用の負担原則として位置付けた。中国は、OECD の PPP を「汚染した者が除去する」(中国語では「誰汚染誰治理」) 原則と解している⁹。しかしながら、桜井次郎氏は、汚染者の排出基準違反行為に対する義務履行を促す仕組みに過ぎず、日本の大気汚染防止法や水質汚染防止法のような強力な履行強制力が伴わない、と指摘している¹⁰。

汚染費用負担の責任を直接的な汚染排出行為者である汚染企業に負わせるという点は、OECD と日本、中国の PPP 全てに共通している。だが、OECD や日本の PPP は汚染源対策費用の負担者として市場経済下の私企業を想定し、政府補助金の併用を原則禁止したのに対して、中国の PPP は異なる。中国においては、最大の汚染排出者が国有企業であったことから、建前上は企業負担の形式をとっていたとしても、実質的な汚染源費用の負担者は国家財政であった¹¹。しかし、その後の国有企業の改革や財政制度の改革、および市場経済の漸次的な進展に伴い、国有企業自身の汚染対策費用の負担割合は増加した¹²。このことは、中国の PPP が徐々に性格を変化させてきたことを示すと考えられる。

この他にも中国ならではの特徴が存在する。中国の PPP には健康被害補償をはじめとす

るダメージ救済費用は含まれず（日本の PPP には含まれる）、汚染源コントロール費用が主な内容となっている¹³。その理由としては、PPP を確立した当時の中国は計画経済体制であり私有権の概念は浸透しておらず、環境意識は弱く、健康被害補償などへの認識は低かったことが挙げられる¹⁴。だが、上述の PPP の運用方法のみをもって、中国の環境政策を低く見積もることは避けるべきであろう。なぜなら、中国においては、OECD の PPP に代表される排污費制度のみならず、中国社会の実情に合わせて様々な政策を実施してきたためだ。中国独自の政策としては、まず、「期限付除去政策」を実施している。汚染状況が深刻な企業に対して期限内の除去、操業停止、工場閉鎖、他企業との合併、生産転換などの義務化を強制的に実行した¹⁵。他にも、三同時政策¹⁶や技術改造政策等も実施された。これらは、企業の汚染対策費用を企業の基本建設計画に直接に組み入れることで、経済開発資金の中から汚染対策資金を調達しようという政策的な試みである。

中国の国有企業改革の進展具合等についてはさらに精査する必要があるものの、現在の中国には、日本型の PPP を適用させるだけの市場環境が備わっている可能性はある。OECD や日本の PPP のように、汚染源や汚染排出者の責任所在を徹底的に追及することは、公害問題の克服にとって不可欠であるため、中国の環境問題の解決にあたって日本の知見が活かせる余地は未だあるのかもしれない。しかしながら、私たちが決して見逃してはいけないのは、先進国の知見を活かしつつも、自ら環境保護の新境地を開拓していこうとする中国の野心的とも言える姿勢であろう。

第3章 近年の環境保護を巡る中国政府の動向

近年、日進月歩の発展を見せる IT 技術や科学技術によって、従来の環境政策とは異なる新たな動きが散見されるようになった。少々驚くべきことに、そのような動きは、世界各国の中でもとりわけ中国において顕著である。最初に中国政府のここ数年の規制動向を把握した上で、中国全土で萌芽しつつある新たな試みについて論じたい。

第1節 政府による規制の強化

2014 年から、「環境保護法」、「大気汚染防止法」、「環境影響評価法」、「省エネ法」、「海洋環境保護法」等の法律が相次いで改正され、「環境保護税法」が 2018 年 1 月に施行される等、環境関連法の整備と規制の強化が見られる。同時に、「水質汚染防止行動計画（水十条）」、「大気汚染防止行動計画（大気十条）」、「土壌汚染防止行動計画（土十条）」も作成される等、環境汚染対策強化も続けられている。とはいえ、画期的な手法として映る「環境保護税法」であっても、CO₂が課税対象に含まれていない¹⁷という問題点も存在し

ている等、十分な対策がなされているとは言い難いのが現状であるが、絶えず前進していると評価して良いのではないだろうか。今後も政府として環境に関わる諸問題を重要な課題として捉え、環境汚染対策の強化が図られていくと考えられる。そのため、これらの規制によって、国内の民間企業や、日本企業を含めた外国企業も少なからぬ影響を受けるとみられる。それでもなお、中国が、経済活動に多少の痛みを伴っても環境保護を優先する、という方向へと転換を図っているのかは依然として判断できない。なぜなら、中国は、環境保護と、経済や市民生活の発展を両立させる方法を模索しているようにも見受けられるからだ。

第2節 民間の活力を取り込むプロジェクト

環境問題の解決の鍵を握るのは、法律に基づいた規制や対策よりも、意外なことに、民間企業の活力を取り込んだ政策やプロジェクトであるかもしれない。そこで、この方面において、現在どのような萌芽が見られるのかを探ることにより、中国における環境保護の今後の方向性について検討したい。

まず一つ目として、官民協力事業（政府和社会资本合作：Public Private Partnership）を挙げる。第1章第2節においても汚染者負担原則を指し示す語としてのPPPが登場したが、以下、PPPは官民協力事業を指すものとしてご理解いただきたい。

これは、国が民間投資を拡大する重要な措置と位置付けられており、中国で行われているPPPプロジェクトの特徴として、地方政府関連事業（污水处理、供水、ゴミ処理、インフラ整備等）、公共サービスなど協力分野が極めて広範囲で資金需要が巨額であること、そして、国有企業が関係していること等が挙げられる。中国でPPPに関心が集まる背景には、財政負担の軽減、供給サイド改革や国有企業改革の促進、さらにはビッグビジネスチャンスの創出など多種多様な効果への期待が存在すると指摘される¹⁸。

中国においてPPP方式が初めて導入されたのは1980年代である¹⁹が、政府の一連の政策により、2014年以降になって普及が著しく加速した。2018年6月30日時点で、これまでのPPPプロジェクト総数は7539件、投資総額は11兆4757億元に及ぶ²⁰。分野ごとにみると、主に都市工学（2934件）、交通（1100件）、環境（652件）、地域開発（476件）、観光（315件）、水資源（310件）等となっている。中央政府のみならず、各地方政府も積極的に促進している。貴州、河北、山西、江蘇、浙江、安徽、陝西等の省はPPP専用のホームページを開設する等、積極的な姿勢を示しており、それ以外の地域も相当程度力を入れているようだ。以上より、PPP推進の波が中国の広い範囲に波及していると言えるこ

と、そして PPP プロジェクトの中でも環境は主要な投資分野となっていることから、PPP が環境問題の解決の一翼を担っていくと見られる。

次に、二つ目として、「環境都市」を挙げる。ここでは、井熊均・王婷『中国環境都市』を基に、考察を進める。この「環境都市」とは、中国語では「生態城」と呼ばれるものであり、工場を中心とした環境配慮の生態工業園區、環境配慮の居住型都市など、様々なタイプがあるが、低炭素型の環境基盤整備がテーマとなっていることは共通している²¹。

では、どのような背景の下、この一大プロジェクトが生まれ、さらに中国各地まで浸透することが可能であったのか。

中国の行政は、上意下達型の、裾野が非常に広いピラミッド構造になっており、中央政府はルールメーカーであって、実際の政策や法律の実行に責任を負うのは地方政府である²²。しかしながら、抱えている事情の違いや利害の対立から、時として、中央政府と地方政府の間には溝が生じることもある。とりわけ環境問題に関しては、地方の経済優先主義や地方保護主義といった要素が制約的に作用し、中央の政策に対して地方が面従腹背の行動を取ることも多くなる²³。だが、その分、中国の地方政府は地域間の競争意識や、開発による収入インセンティブの大きさ²⁴等から、開発に対する意欲が極めて高いという特徴も持つ。

井熊均氏によれば、中国で環境都市への関心が高まった理由は主に二つあるという。一つは、持続的な都市建設需要とそれを後押しする都市化政策の流れに加え、環境政策の実施と世界的な低炭素経済への移行や投資の増加といった多くの要素が重なったこと。二つ目は、開発区間の競争が熾烈であり、都市開発の求心力を上げるための付加価値として注目が集まったことである。当初は、一部の都市が他都市との差別化を図るために取り入れたが、残された都市も負けじと本コンセプトの導入を目指したことから、相乗効果が生まれた²⁵。

このような経緯から、多くの地方政府の間で、民間企業の技術を取り入れることで、より先進的な環境都市を創り上げようとする動きが活発になった。ここ数年、快進撃を見せる環境産業²⁶の存在も追い風になったと予測される。地方政府にとっては、海外の企業の最新技術を取り込み、かつ国産技術の発展・普及も進めることができるというメリットが存在し、民間企業側にとってもモデルプロジェクトに参画して成功すれば、より大きな市場獲得のチャンスを得ることができるというメリットが存在した。ここに、壮大な官民協力プロジェクトが成立したのである。

これまで建設された環境都市の代表例としては、中新蘇州工業園區で協働の実績を持つシンガポールの協力の下進められた、中新天津生態城 (SINO-SINGAPORE TIANJIN ECO-CITY)

が存在する。自然環境や生活環境、インフラ、資源効率等について、明確な定量目標を掲げており、非常に野心的な取り組みを進めてきた。ここまで得られた成果として、再生可能エネルギーの高利用率(28%)、高効率の省エネ(天津の同種の建築物と比較して30%の省エネ)、環境にやさしい材料の高使用率(30%)、高効率の節水(再生水等の利用率は50%)を達成したと発表されている²⁷ことも指摘しておきたいと思う。この生態城においては、「能実行」(実行可能)、「能复制」(複製可能)、「能推广」(普及可能)という目標²⁸を掲げてきたが、これは、国家プロジェクトとして環境都市のモデルを構築し、中国全土に普及しようとする中央政府の意向が強く働いていると考えられる。

まさに、一都市、一地方規模であった環境都市が全国レベルに普及する象徴こそ、2017年4月1日に中国共産党中央と国務院が河北省に設立する決定を発表した、雄安新区²⁹ではないかと考える。この新区は、習近平氏をトップとする党中央が直々に決定した、深圳経済特区や上海浦東新区に続く国家レベルの特区とされている。2018年4月に発表された「河北雄安新区規画綱要³⁰」によれば、2035年までにグリーン低炭素で、情報知能化の進んだ、居住にも産業にも適した、比較的強い競争力と影響力を備える、人と自然とが調和をとって共生するハイレベルな社会主義現代化都市を建設することが建設目標とされている。この新区の建設目標には北京の非首都機能を移転し、大都市病の問題を解決すること等も含まれているものの、環境都市としての側面を全面に出していると言えるであろう。それに加え、「雄安クオリティ」を新時代のハイクオリティな発展の全国規模での手本となることも宣言されていることから、いずれはこれをモデルとして中国全土に波及させようという意図も読み取れる。中国の環境都市のこれからの展開にも注目である。

第4章 結論—考察と課題

これまで検討してきたことにより、従来の規制を主とする環境政策の典型にはまることなく、環境産業やそれを最大限利用したプロジェクトを経済発展の原動力として活用することで、環境問題の解決と経済発展をともに達成してしまうという中国の手法の特徴を示すことができたと思う。一方で、中国政府は、今のところ、民間の活力を取り込む動きを見せる一方で、環境規制を強める様相も呈しており、この点は非常に興味深い。資本主義制度を活かしつつ、同時に計画経済的手法によって環境政策を遂行する、という一見矛盾した政策のようにも感じられるが、この政策のあり方にこそ中国の強みが集約されていると考えられる。これは、環境都市プロジェクトの遂行手法にも垣間見える。政府が徹底した管理権を持ちつつも、市場原理を用い、民間企業に自由に競争をさせることで多様な技術を低価格で調達することに成功しているのである。従来の地球温暖化対策会議の席上における、先進国側の「自らの先進的な知見を提供し協力することで環境問題を解決しよう」という姿勢は

中国にとってはもはや時代遅れなのかもしれない。中国は先進国の手助けによって環境問題に対処するという段階を既に脱しつつあるように見受けられる。

しかし、見方によっては、中国の環境政策の動向は今に至ってもなお、国際社会全体の動向に呼応していると評価することもできるのではないだろうか。2015年9月に国連総会で採択された「2030 アジェンダ」の中核となっているのは、持続可能な開発目標（SDGs）である。ここにおいて、環境・経済・社会という三側面統合の概念が明確に打ち出されている。具体的には、「持続可能な開発を、経済、社会及び環境というその三つの側面において、バランスがとれ統合された形で達成することにコミットしている」と明記されている³¹。つまり、環境と関わりの深い目標の達成を通じて、経済・社会の諸課題の同時解決に繋げることの重要性が提唱されているのである。これは、環境都市プロジェクトによって環境問題を解決すると同時に、市場の拡大及び経済成長を促進し、都市問題に代表される社会問題の解決にも繋げていこうという中国の姿勢とも少なからず共通している。

中国のこれまでの環境行政の歴史は、国際社会と歩調を合わせ、様々な概念や取り組みを学び吸収しつつ、自国の事情に合うようにそれらを修正し、時には独自の政策をも生み出して発展してきたものであったと総括できよう。注目すべきであるのは、その中国の発見が、これからは、世界の環境政策へと還元される可能性を大いに秘めているということである。

中国において環境問題の解決に向けて開始された画期的な試みは、未だ発展途上にある。そうであるからこそ、それは、現在において、広大な土地を有し、将来的に農村から都市への人口移動が見込まれる中国であるゆえに実行可能なプロジェクトであるとしても、今後はこれは中国国民のみならず、世界中の人々にとっても有益なものとなり得るのではないかと考えている。なぜなら、もし中国の環境都市建設プロジェクトが成功を収めることができれば、都市問題或いは環境問題に悩む世界各国の人々に対し、非常に有効な解決方法が提供されるかもしれないからである。

しかしながら、これを不安視する声が上がること当然であろう。最先端技術の国産化政策を進める中国に対し、外国企業が最新技術を提供すれば、将来、知的財産権に関わる紛争に発展する可能性もある。それだけではなく、より恐ろしい事態も想定しておかなければならない。『米中もし戦わば 戦争の地政学』においてピーター・ナヴァロ氏が指摘していたように、民間のこのような技術が軍事技術に転用され、中国の軍事力強化を後押ししてしまうという状況が発生することも大いにあり得るからだ³²。実際にそのような由々しき事態が起きているからこそ、決してその危険性を過小評価してはいけなとも思われる。ここに、中国の環境都市プロジェクトに対して、我々諸外国が諸手を挙げて協力することのできない事情が存しているのも事実である。

2008年から環境行政を担う主要な行政部門であった環境保護部（環境保護省）は、2018年3月に生態環境部（生態環境省）に改編された。環境保護部に機能を追加する形で、国家発展改革委員会の温暖化対策部門及び国家海洋局や国土資源部の環境対策部門を統合し、総合的な政策運営を図る内容になっている³³。こうした政府機構の大幅な改編をはじめとして、中国の環境保護政策は大きく変化していくことが見込まれる。それゆえに、これからも引き続き、中国の環境行政や、環境保護に関わるプロジェクトの進行状況に着目し続けることは有意義である。中国政府がその環境行政と環境保護プロジェクトの関係性をいかに捉えているのか等を含め、今回、論じることができなかった環境政策の諸課題については、今後の継続的な研究課題としたい。

註

- ¹ 井熊均・王婷『中国環境都市』日刊工業新聞社, 2010年, p. 33
- ² 同上, p. 35
- ³ 金紅実『中国の環境行財政—社会主義市場経済における環境経済学』昭和堂, 2016年, p. 12
- ⁴ 同上, p. 14
- ⁵ 井熊均・王婷『中国環境都市』日刊工業新聞社, 2010年, p. 33
- ⁶ 同上, p. 35
- ⁷ http://www.env.go.jp/guide/gyomu_pdf/pdf/p034-035.pdf
- ⁸ <https://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y163-02/mat01.pdf> (2018年8月13日取得) から再引用。
- ⁹ 金紅実『中国の環境行財政—社会主義市場経済における環境経済学』昭和堂, 2016年, p. 66
- ¹⁰ 桜井次郎「中国汚染課徴金制度の仕組みとその運用」名古屋大学大学院国際開発研究科博士論文, 2005年(金紅実『中国の環境行財政—社会主義市場経済における環境経済学』昭和堂, 2016年, p. 66 から再引用)
- ¹¹ 金紅実『中国の環境行財政—社会主義市場経済における環境経済学』昭和堂, 2016年, p. 68
- ¹² 同上, p. 69
- ¹³ 同上, p. 67
- ¹⁴ 同上, p. 68
- ¹⁵ 同上, p. 67
- ¹⁶ 工場の新設・増設・改造に関する工事の際にはその計画・建設・操業の各段階において、予期される環境汚染防止のための施設が主体工事と同時に設計・建設・稼働されなければならないとする制度。
https://www.env.go.jp/earth/coop/oemjc/china/j/china_j_1.pdf (2018年8月15日取得)
- ¹⁷ <https://www.env.go.jp/policy/tax/conf/conf01-13/ref02.pdf> (2018年8月15日取得、p. 3 参照)
- ¹⁸ <https://www5.jetro.go.jp/newsletter/shanghai/2017/0724/PPP.pdf> (2018年8月14日取得、p. 4 参照)
- ¹⁹ 同上 (2018年8月14日取得、p. 4 参照)
- ²⁰ <http://www.cpppc.org:8086/pppcentral/map/toPPPMapEng.do> (2018年8月14日取得) 財政部政府和社会资本合作中心“National PPP Comprehensive Information Platform Project Management Database”を参照。
- ²¹ 井熊均・王婷『中国環境都市』日刊工業新聞社, 2010年, p. 56
- ²² 青山周『中国環境ビジネス』蒼蒼社, 2008年, pp. 26-27
- ²³ 金紅実『中国の環境行財政—社会主義市場経済における環境経済学』昭和堂, 2016年, p. 8
- ²⁴ 井熊均・王婷『中国環境都市』日刊工業新聞社, 2010年, pp. 44-47
- ²⁵ 同上, p. 66
- ²⁶ 2015年の環境産業の市場規模は4.55兆元に達し、その規模は2000年の1千700万元の25倍をも上回るまでに至った。2016年から2020年までの5年間に、中国国内での省エネ環境産業への投資額がさらに拡大され、環境産業の規模は2020年には約10兆元に達する見込みである。環境産業の重点分野としては、汚水処理、固形廃棄物処理、大気汚染物処理、環境修復、環境モニタリング等となっている。

<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/shanghai/2018/180126/doukou.pdf> (2018年8月15日取得、pp. 16-17)

²⁷ http://www.tianjineco-city.com/SinglePage.aspx?column_id=10427 (2018年8月14日取得)

²⁸ http://gjs.mof.gov.cn/shzhxmalhb/hangyeanyi/chengjianhehuanjing/201407/t20140723_1116659.htm

¹ (2018年8月14日取得) 「五、持続性と信頼性」の(一)項目を参照。

²⁹ <http://j.people.com.cn/n3/2018/0403/c94475-9445093.html> (2018年8月14日取得)

³⁰ http://www.gov.cn/xinwen/2018-04/21/content_5284800.htm (2018年8月14日取得)
「第一章总体要求」内の「第五节 建设目标」を参照。

³¹ 環境省『環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成29年版）』2017年、pp. 4-8

³² ピーター・ナヴァロ『米中もし戦わば 戦争の地政学』文藝春秋、2017年、pp. 93-94

³³ <https://mainichi.jp/articles/20180313/k00/00e/030/268000c> (2018年8月9日取得)

参考文献

- ・金紅実『中国の環境行財政—社会主義市場経済における環境経済学』（2016年、昭和堂）
- ・井熊均・王婷『中国環境都市』（2010年、日刊工業新聞社）
- ・青山周『中国環境ビジネス』（2008年、蒼蒼社）
- ・堀井伸浩『中国の持続可能な成長 資源・環境制約の克服は可能か？』（2010年、アジア経済研究所）
- ・『環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成29年版）』（2017年、環境省）
- ・ピーター・ナヴァロ『米中もし戦わば 戦争の地政学』（2017年、文藝春秋）